

社会保険の加入についてのご案内

年金事務所では、厚生年金保険・健康保険の加入ルール等について窓口相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。
ご相談は、年金事務所の厚生年金適用業務関係窓口までお願いします。

【加入要件】

お勤め先が次の①または②の事業所に該当して、そこで常時使用される方は、厚生年金保険・健康保険に加入することになります。

適用事業所

①法人事業所
(従業員数に関わらず全て)

※株式会社、有限会社、
など



②個人事業所
(常時従業員が5人以上
の場合)

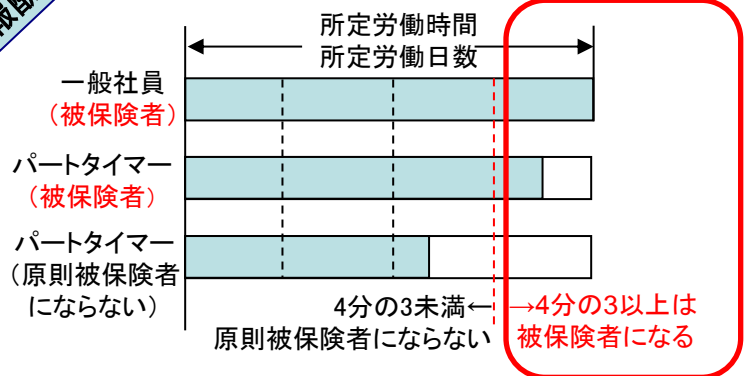
※一部の業種(飲食業、理美容業など)は除きます。



常時使用される方＝被保険者



国籍、年齢、身分、報酬額などは問いません



正社員や法人の代表者、役員等は被保険者になります。パートタイマーアルバイト等でも、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の**4分の3以上**である方は、被保険者となります。

また、正社員の4分の3未満であっても、①週の所定労働時間が20時間以上、②勤務期間が1年以上見込まれること、③月額賃金が8.8万円以上、④学生以外、⑤従業員501人以上の企業に勤務していることの5つの要件を全て満たす方は、被保険者になります。